

共同募金助成の表示と広報について

社会福祉法人香川県共同募金会

はじめに

共同募金助成金は、住民や企業等広く県内の篤志者から寄せられた寄付金をその財源としています。寄付者は、自らが拠出した寄付金の使いみちとその効果について多大な関心を寄せています。そのため、香川県共同募金会では「助成ガイドライン」「助成基準」にあるとおり、助成の表示を行うことを被助成者の義務としています。

また、助成金が身近なところで生かされていることの理解と共同募金運動への参加協力をより多くの県民から得るためにも、被助成者は十分な広報に努めていただくようお願いします。

これまで「配分」、「受配」としていましたが、分かりにくいなどのご意見があり、21年度から「助成」という表現に改めています。

<共通項目>

- (1) 「共同募金」と言っても知らない人はいますが、「赤い羽根」や「赤い羽根のロゴマーク」については、認知度は高いと思います。原則として、文字表現（共同募金、赤い羽根共同募金）と赤い羽根のロゴマーク  をセットで表示をお願いします。
- (2) 本会で数種類のステッカーを作成していますので、ご活用ください。

<個別項目>

(1) 各種会議・研修会・行事等の開催

- ①主催者（司会者など）から共同募金の助成を受けて実施している旨のコメント、紹介を一言お願いします。
- ②看板等を設置する場合は、次のような表示をお願いします。

(表示例)

-  共同募金助成事業
-  この事業（会議）は、共同募金の助成を受けて実施しています。
-  赤い羽根共同募金助成
-  この事業の経費の一部には共同募金の助成金を充てています。

開催要項及び当日配布する資料・チラシ等の印刷物は、(2)を参考に創意工夫をしていただいて表示をお願いします。

(2) 印刷物・チラシ等

(表示例)

- ・ 共同募金助成事業
- ・ 赤い羽根共同募金助成
- ・ この冊子は赤い羽根共同募金の助成により作成しています。
- ・ 赤い羽根共同募金の助成金の一部を使って作成しています。

(3) 物品・備品・機器類

整備した物品の大きさ、形状等を考慮し、次のいずれか又は組み合わせにより表示してください。

①香川県共同募金会が配布する助成ステッカーを貼付する。

ステッカーの貼付が不可能なものや剥がれやすい素材のものには直接印刷するなどして明示すること。

②白色アクリル板等にペイント書きし、当該物品付近に掲示する。

ア.「(物品名) 令和〇〇年度共同募金助成」

イ.「この(物品名)は 令和〇〇年度共同募金助成金により整備しました」

ウ. キャラクターのペイント



③製品に共同募金助成（赤い羽根共同募金助成）の刷り込みをする。

(4) 施設建物の改修等事業

- ・ 建物の玄関付近あるいは見やすい所に、白色アクリル板等にペイント書きして、掲示してください。

(例)

(ペイント書きの例)

- ・ 共同募金助成事業
- ・ 赤い羽根共同募金助成
- ・ 令和〇〇年度共同募金助成金により〇〇整備しました

(5) 車両

- ・車体の両側面に、助成事業で購入したものであることが分るように直接プリントやカッティングシート等で赤い羽根のロゴマークとともに「 ありがとう共同募金助成車両」と黒字など良く分かる色で明示してください。

赤い羽根は指定色で長さ80cm以上、文字は1文字 8cm×8cm 以上。
但し、窓にかかる等の理由で難しい場合は、車両に表示できる最大限の
大きさを明示すること。車体には、法人名ではなく、「施設名」を必ず
表示してください。

羽根の色 (指定)	1 色	赤(「大日本インキ化学 DIC カラーガイド」156)に近い色
	2 色	金赤(赤・黄 各 100%を指定)
	4 色	赤(赤 100%、黄 100%、青 0%、黒 0%)

(6) スポーツ大会への参加や公演鑑賞

関係者に共同募金の助成により参加している旨の説明をお願いします。

(7) その他

通常、倉庫などに格納されている物品や厨房で使用する物品は、ステッカーやシールの貼付のみでは表示効果が薄いため、当該建物の見えやすい所にも表示をお願いします。

II 留意事項

図柄 (ロゴマーク)

①赤い羽根の取扱い：  羽根の根元は左側にし、傾斜した形で使う

②赤い羽根の色

1 色刷りの場合：指定色「大日本インキ化学 D I C カラーガイド」156 に近い色

2 色刷りの場合：金赤（赤・黄各 100%を指定）を使う

4 色刷りの場合：赤（赤 100%、黄 100%、青 0%、黒 0%）を使う。

III 入札と見積り

県民の皆様の募金からの助成であることを踏まえ適切な事務を行ってください。

- ・基本的には申請団体の「経理規程」によるものとします。
- ・随意契約を行う場合は、2 者以上から見積りを徴収してください。

表示例①



表示例(車両)



IV 助成の広報

助成事業を行った場合は、関係者への周知はもちろんのこと寄付者に対する報告と感謝の意味から下記のとおり有効な広報に努めてください。

- (1) 広報紙、機関紙、ホームページ等への掲載
- (2) 掲示板等への掲示
- (3) 決算書、事業報告書への記載
- (4) 市町社会福祉協議会において共同募金の助成を受けている事業は、個別項目を参考に表示をお願いします。

